

東京都屋外広告物条例第 57 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 8 年 4 月 28 日

東京都知事 小池 百合子

記

1 諮問内容

今後の屋外広告物の規制と活用について

2 諮問理由

都市における諸活動を円滑にし、人々の日常生活に多くの利便をもたらす屋外広告物は、自然や建築物などとともに都市景観の重要な構成要素の一つとなっている。しかし、無秩序な掲出は、風致やまちの美観を損ねることにもなりかねず、また、適切な設置・管理がなされていない看板等の屋外広告物は、風害等による落下の危険性も存在する。こうした側面を踏まえ、都は、東京都屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止という観点から、屋外広告物の表示について、規制の基準を定めている。

都は、令和 7 年 3 月に策定した都政の新たな羅針盤である「2050 東京戦略」において、「世界一の都市・東京」の実現に向け、「豊かな緑を備えた拠点や、歴史的なまちなみ、にぎわいある商店街、電柱がなく美しい景観、技術や文化を象徴する都市の顔等、人を惹きつけ魅力ある都市」を 2050 年代のビジョンとして掲げている。

また、現在、東京の目指すべき都市の姿を示す「都市づくりのグランドデザイン」の改定に着手している。その中間のまとめにおいて、「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、その実現に向け、「伝統と先端技術が融合し、国内外の人々が昼も夜も楽しめる都市環境・景観の創出」、「都市のプレゼンスを高める東京を象徴する景観の創出」及び「自然災害の激甚化など新たな危機への対応」を掲げている。

このような上位計画を踏まえ、都市景観の重要な構成要素の一つである屋外広告物については、社会経済情勢の変化や技術の進歩など、環境の変化に適切に対応していく必要がある。くわえて、規制の基準を柔軟に捉え、屋外広告物を活用していくという考え方も重要になってくる。

具体的には、インバウンド需要を踏まえた屋外広告物の活用による魅力的な景観の創出、エリアマネジメント活動など民間主体による積極的な地域経営等を支える仕組みづくり、風水害の激甚化や地震の頻発化を踏まえた屋外広告物の点検の在り方、デジタルサイネージ等の新技術広告物の特性を踏まえた対応策など、今後の屋外広告物の規制と活用について新たに検討する必要がある。

このような認識の下、東京都屋外広告物条例の趣旨を鑑みつつ、貴審議会の御意見をお示し願いたい。